

■インドネシアのプロジェクト関係者が一堂に会する定期会合に参加しました

令和3年8月30日（月）、インドネシア・ジャカルタにおいて、プロジェクトに関する定期会合である、第6回 Joint Coordinating Committee（JCC）が開催され、国際協力部長ほか国際協力部教官、国連アジア極東犯罪防止研修所長がオンラインにて参加しました。

インドネシアについては、平成27年12月から、法務人権省法規総局及び知的財産総局と最高裁判所を対象としたプロジェクトを実施しており（知的財産総局にかかるプロジェクトは昨年12月で終了）、同プロジェクトは、知的財産権の審査・登録・保護や、法令の起草・運用・執行に関する能力の強化といったビジネス環境の改善に関する包括的な内容を支援内容としています。今回のJCCでは、本プロジェクトの対象機関であるインドネシア最高裁判所、法務人権省法規総局とJICA等の関係者が一堂に会し、本年9月で終了する本プロジェクトの活動の成果の総括や次期プロジェクトに向けての課題などについて報告、意見交換が行われました。

最高裁判所にかかるプロジェクトについては、知財事件に関する判決集が出版され、広く活用されていることや、知財分野に特化した各種の研修が新設ないし内容が改善されて実施されたこと等について報告がなされました。法務人権省法規総局にかかるプロジェクトについては、法制執務資料の出版及び同資料が広く活用されていること等について報告がなされました。

次期プロジェクトである「ビジネス環境改善のためのドラフターⁱの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」は、本年10月から開始します。国際協力部は、JICA等の関係者と引き続き、インドネシアのプロジェクト対象機関と協力し、インドネシアにおける法令間の整合性確保、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営の能力向上を目指して支援を続けていきます。



【インドネシアの会場の様子】

